

いにしへの浜益芸能 浜益奴道中

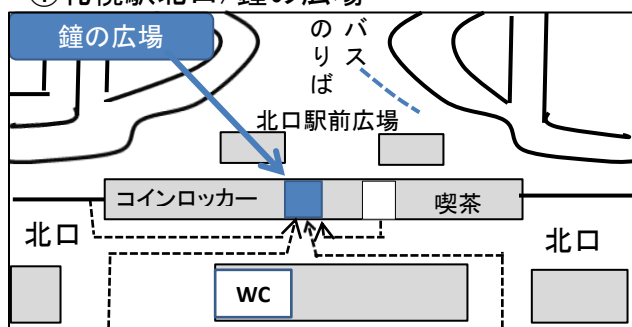
明治10年発祥・四代目 さくらんぼの善盛園

奴道中は、参勤交代の大名行列が、缺箱・立傘・槍・薙刀など様々な道具を持って歩いたのが始まりであると言われていて、やがて民俗芸能となり、持った道具を投げ渡すことを「奴振り」と称するようになりました。「エイ、ヨーヤへ！エイ、イササーノサ！」などと掛け声を掛けながら道具を投げ渡す姿は圧巻です。祭りでは奴道中他、浜益神社や地元婦人会の山車も同伴します。浜益の人々の魂を込めたいにしへの浜益芸能をぜひ、ご覧ください。

浜益区幌に位置する広大な果樹園に1500本のさくらんぼが栽培されています。南陽・佐藤錦・寿綿などの他、浜益地区の在来種で市場には出ない、幻の『ごんべえ』も食べ放題です！園内は平坦に整備され歩きやすく、低木で、お子様・お年寄りの方でも手が届きやすくなっています。水洗トイレはバリアフリー、さらに、大型ビニールハウスが設置されているため、雨の日でもお楽しみ頂けます。四代目園主が心をこめて栽培する、旬のさくらんぼをご賞味ください。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口/鐘の広場



②石狩商工会館前

← 至 札幌手稲	至 厚田 →
道道石狩手稲線	
北海道信用金庫 石狩支店	石狩市役所
石狩商工会館	

お申込み・お問合せは
アミーケ・インターナショナル株式会社
にお電話ください

電話番号 **0133-74-3823**
受付 月曜～金曜(8:30～17:30)
※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。留守番電話にメッセージを残して頂ければ折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前に確認のうえお申し込みください。

- 募集型企画旅行契約
 - この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
 - 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。
 - 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送・その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行のお申し込みと旅行契約の成立
 - (1) 当社、(2) 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(1)(2)を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定める旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金(お申し込み)を返却いたします。
 - 旅行代金の額 申込金(おひとり)

- 旅行代金は「パンフレット」に表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 旅行代金に含み込まれるもの
 - 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
 - 旅行契約期間の変更
 - 旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知かつ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。
 - 旅行代金の返還
 - 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運送・宿泊その他の施設の確保の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更その他の事由に起因する費用の発生が旅行サービスの提供に直接関係し、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払われなければならない費用はお客様のご負担となります。
 - お客様による旅行契約の解除
 - 旅行開始前
 - お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」は、お客様が申込みの営業日の営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準とします。
 - 旅行開始後

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
[1]21日前に当たる日以前の解除	無料
[2]20日前に当たる日以前の解除([3]~[7]を除く)	無料
[3]10日前に当たる日以降の解除([4]~[7]を除く)	旅行代金の20%
[4]7日前に当たる日以降の解除([5]~[7]を除く)	旅行代金の30%
[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
[6]旅行開始の前日の解除([7]を除く)	旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
 - お客様の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 旅行開始後
 - 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様の権利を保護し、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に記した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない場合)に限り、戻金を支払います。
 - 当社による旅行契約の解除
 - 旅行開始前
 - お客様は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない状態にあるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき。
 - お客様は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日(日帰り旅行にあっては3日)以前に旅行中止の旨をお客様に通知します。
 - お客様が、旅行中止の旨を旅行中止の旨を通知しない限り、当社があらかじめ明示した旅行日程にない事由がある場合において、お客様が認めるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。
 - お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための従業員その他の旅行者に対する当社の指示に従わないとき、またはこれらの事由、または同行する他の旅行者に対するお客様の責任に帰するおそれがあるとき。

- 旅行開始後
 - 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様の権利を保護し、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に記した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない場合)に限り、戻金を支払います。
 - 当社による旅行契約の解除
 - 旅行開始前
 - お客様は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない状態にあるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき。
 - お客様は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日(日帰り旅行にあっては3日)以前に旅行中止の旨をお客様に通知します。
 - お客様が、旅行中止の旨を旅行中止の旨を通知しない限り、当社があらかじめ明示した旅行日程にない事由がある場合において、お客様が認めるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。
 - お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための従業員その他の旅行者に対する当社の指示に従わないとき、またはこれらの事由、または同行する他の旅行者に対するお客様の責任に帰するおそれがあるとき。

旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様の権利を保護し、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に記した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない場合)に限り、戻金を支払います。
- 当社による旅行契約の解除
 - 旅行開始前
 - お客様は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない状態にあるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき。
 - お客様は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日(日帰り旅行にあっては3日)以前に旅行中止の旨をお客様に通知します。
 - お客様が、旅行中止の旨を旅行中止の旨を通知しない限り、当社があらかじめ明示した旅行日程にない事由がある場合において、お客様が認めるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。
 - お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための従業員その他の旅行者に対する当社の指示に従わないとき、またはこれらの事由、または同行する他の旅行者に対するお客様の責任に帰するおそれがあるとき。